

○農林水産省告示第千二百五十号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の規定に基づき、同項に規定する指定市町村を次のとおり指定したので、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第十三条の三第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月一日

農林水産大臣 森山 裕

<p>指定する市町村</p>	<p>指定の効力が生ずる日</p>
<p>新潟県新潟市 長岡市 福井県越前市 岡山県岡山市 高梁市</p>	<p>平成二十八年六月一日</p>
<p>長野県飯田市</p>	<p>平成二十八年九月一日</p>

長崎県諫早市